

平成 31 年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 知事は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（茨城県内に中等教育学校後期課程，高等学校全日制課程及び専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校法人をいう。以下「学校法人」という。）が行う生徒の授業料軽減の事業の助成をするため、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 10 条の規定により、学校法人に対し、授業料軽減の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業、補助対象者及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象者	補助額
学校法人が、私立高等学校等に在籍する生徒に対して平成 31 年度に行う授業料軽減の事業で次の全てに該当する事業。 1 別表に定める事由に該当する生徒を対象としていること。 2 休学中の者及び私立高等学校において別表に定める事由以外で授業料の納付を免除している者（授業料額相当の奨学金を受けている者を含む。）を対象としていないこと。 3 他の都道府県等から、授業料に係る補助金を受けている者を対象としていないこと。	左の事業を行う学校法人	平成 31 年度において本来納付すべき授業料の額から、就学支援金※の額を控除した額に対し、学校法人が授業料軽減を行った経費を対象とし、軽減を行った 1 人当たりの月額相当額に 0.9 を乗じて得た額（1 円未満は切り捨てるものとし、別表 1 及び別表 2 に定める額を補助限度額とする。）を基礎として算定して得た額とする。 ※ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）により支給された高等学校等就学支援金をいう。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、平成 31 年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、平成31年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ平成31年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する補助事業の内容の変更に伴う決定の通知は、第4条の規定に準じ、平成31年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（補助事業の中止等）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について平成31年度私立高等学校等授業料軽減事業遂行状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができる。

（概算払）

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、平成32年（2020年）3月31日までに平成31年度私立高等学校等授業料軽減

事業費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第11条 補助金の額の確定の通知は、平成31年度私立高等学校等授業料軽減事業費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（帳簿等の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (要項第2条関係) ※平成26年4月1日以降の入学生に係る授業料減免補助

区分	該当事由	補助限度額	収入等の状況
収入区分Ⅰ (生活保護)	高等学校等就学支援金支給対象者で	1,725 円/月 (3,600 円/月)	・生活保護法第6条第1項に該当する者
収入区分Ⅱ	高等学校等就学支援金の2.5倍加算を受けている者		・保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
収入区分Ⅲ	高等学校等就学支援金支給対象者で 高等学校等就学支援金の2.0倍加算を受けている者	6,180 円/月 (8,055 円/月)	・保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額(以下「所得割額」という。)が85,500円未満である者
収入区分Ⅳ	高等学校等就学支援金支給対象者で	10,635 円/月 (12,510 円/月)	・保護者等の所得割額が119,500円未満である者
収入区分Ⅴ	高等学校等就学支援金の1.5倍加算を受けている者	135 円/月 (135 円/月)	・保護者等の所得割額が257,500円未満である者

※ 学び直し支援事業の支給対象者については、就学支援金対象者と同様の取り扱いとする。

※ 補助限度額の()については、専修学校高等課程の額。

※ 高等学校専攻科の生徒について、減免の対象としては、高等学校就学支援金加算受給者相当である場合(保護者等の所得割額が257,500円未満である者)に13,500円/月を限度として補助する(学校減免額の上限は15,000円/月)。

別表2 (要項第2条関係) ※平成26年4月1日以降の入学生であって、家計急変事由に該当する者に係る授業料減免補助

区分	該当事由	補助限度額	収入等の状況												
家計急変世帯	生徒の私立学校入学後等に、以下の事由により保護者等の収入が激減し、就学継続が困難となったとき。 ア 勤務する会社等からの解雇 イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化 ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産 エ 保護者の死亡、長期療養 オ その他	(1) 高等学校等就学支援金支給対象者 ① 保護者等の収入が上記別表1収入区分Ⅰ～Ⅳに定める者と同程度になるものと見込まれる者 15,090 円/月 (16,965 円/月) (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は26,667円/月(28,750円/月)とする。) ② 保護者等の収入が上記別表1収入区分Ⅴに定める者と同程度になるものと見込まれる者 4,590 円/月 (就学支援金と学校軽減額の合計の上限は15,000円/月とする) (2) 高等学校等就学支援金支給対象外の者及び高等学校専攻科 13,500 円/月 (学校軽減額の上限は15,000円/月とする)	(1) 家計急変保護者の収入等の基準 左記事由により、今年度の保護者等の収入が、上記別表1収入区分Ⅰ～Ⅴに定める者と同程度に激減することが見込まれる者。ただし、家計急変前から収入区分Ⅰ～Ⅳに該当する場合を除く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入区分Ⅰ相当</td> <td>生活保護法第6条第1項に該当する者</td> </tr> <tr> <td>収入区分Ⅱ相当</td> <td>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である者</td> </tr> <tr> <td>収入区分Ⅲ相当</td> <td>所得割額が85,500円未満相当である者</td> </tr> <tr> <td>収入区分Ⅳ相当</td> <td>所得割額が119,500円未満相当である者</td> </tr> <tr> <td>収入区分Ⅴ相当</td> <td>所得割額が257,500円未満相当である者</td> </tr> </tbody> </table> (2) 収入状況等の確認方法 ① 収入区分Ⅰ相当の保護者 生活保護受給者証又は市長若しくは県の福祉事務所長の証明書等で確認を行う。 ② 収入区分Ⅱ～Ⅴ相当の保護者 今年度の保護者等の収入見込み額に基づき、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額を試算し、判断する。道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額の試算の方法については、別に定める。	区分	収入等の状況	収入区分Ⅰ相当	生活保護法第6条第1項に該当する者	収入区分Ⅱ相当	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である者	収入区分Ⅲ相当	所得割額が85,500円未満相当である者	収入区分Ⅳ相当	所得割額が119,500円未満相当である者	収入区分Ⅴ相当	所得割額が257,500円未満相当である者
区分	収入等の状況														
収入区分Ⅰ相当	生活保護法第6条第1項に該当する者														
収入区分Ⅱ相当	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である者														
収入区分Ⅲ相当	所得割額が85,500円未満相当である者														
収入区分Ⅳ相当	所得割額が119,500円未満相当である者														
収入区分Ⅴ相当	所得割額が257,500円未満相当である者														

※ 学び直し支援事業の支給対象者については、就学支援金対象者と同様の取り扱いとする。

※ 補助限度額の()については、専修学校高等課程の額。